

# 親族の同意書

1 私は、本人（ 鈴木 花子 ）の（ 二男 ）です。

2 私は、次のことに同意します。

(1) 上記の本人について、後見（保佐・補助）開始の審判をすること

(2) 本人の成年後見人（保佐人・補助人）として、

（ 鈴木 一郎 ）

（ 裁判所が選任する第三者 ）

が選任されること

平成 30年 2月 10日

住所 大阪府大阪市中央区高麗橋●丁目●●番●●号

(〒 〇〇〇-〇〇〇〇 )

氏名 鈴木 次郎

印

平日の日中に連絡のとれる電話番号 ☎ 〇〇〇 ( △△△ ) □□□

## 親族の同意書について

- 後見等開始の手続では、本人（援助が必要とされている人）の親族の意見も参考にして、後見人・保佐人・補助人（後見事務を行う人）として誰が適任かを判断します。意見を伺う親族の範囲は、仮に本人が亡くなった場合に相続人となる方々です。例えば、本人に配偶者と子どもがいる場合は、配偶者と子ども全員です。子どもがいない場合は、配偶者と両親です。子どもも両親もいない場合は、配偶者と兄弟です。
- 親族において、成年後見制度の利用及び候補者として記載されている人が後見人等に選任されることに異存がない場合は、親族にこの同意書を作成してもらった上で申立書に添付してください。
- 申立人や候補者となっている方は、同意書の提出は不要です。
- 同意が得られない親族について、無理に提出する必要はありませんが、後ほどその事情についてお聞きすることがあります。
- 裁判所の判断によっては、同意した候補者以外の方が後見人等に選任されることがあります。